

航空機の状況認識支援システムに係る技術協力に関する附属書

警察庁と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は、「航空機の搭載装備品の高度化に関する技術協力の推進に係る取決め」（2018年5月31日締結）（以下「取決め」という。）第3条に基づき、航空機の状況認識支援システムに係る技術協力について以下のとおり定める。

（技術協力の項目）

航空機の状況認識支援システムに係る技術協力

（技術協力の目的）

夜間や一時的視程障害時における操縦士による視覚情報の取得を補完し、警察用航空機の状況認識支援を行うための技術開発を実施する。

（技術協力の内容）

JAXAは、JAXAが研究開発している視覚情報支援技術等を活用して状況認識支援システムの研究開発を行う。警察庁は、当該研究開発において行う試作システム等の評価試験に参画する。

（技術協力の実施期間）

2018年7月6日から2024年3月31日までとする。

（実施計画等）

別表のとおり

（費用負担）

状況認識支援システムの研究開発等に必要な費用はJAXAが負担する。ただし、警察庁関係者の当該システムの評価試験への参画に必要な費用は警察庁が負担する。

（成果の利用）

警察庁は、本技術協力により得られた成果をJAXAの了解を得て警察用航空機の運用に係る施策等に用いることができる。

JAXAは、本技術協力により得られた成果を警察庁の了解を得て航空科学技術研究開発に用いることができる。

（成果の第三者への開示）

警察庁は、本技術協力により得られた成果を次に定める情報の取り扱い上の留意

事項に基づきJAXAの了解を得て第三者に開示することができる。

JAXAは、本技術協力により得られた成果を次に定める情報の取り扱い上の留意事項に基づき警察庁の了解を得て第三者に開示することができる。

(情報の取り扱い上の留意事項)

警察庁及びJAXAは本技術協力の実施に伴い相手方に提供する技術上の情報のうち秘密とするものについてはその旨を適切に表示を行うとともに受領した当該情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するよう適切に管理しこれを第三者に漏洩し又は開示してはならない。但し、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したものの。
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

警察庁及びJAXAは、秘密情報(第一段但し書に掲げるものを除く)を本技術協力の目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(情報の取扱い)

JAXAは、本技術協力の過程において警察庁の開示した情報に基づいて発明、考案または意匠の創出をなした時はすみやかに警察庁に通知するものとし、産業財産権の出願の可否、権利の帰属等について警察庁と協議する。

2018年7月6日

警察庁生活安全局
地域課長

飯利 雄彦



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
航空技術部門
事業推進部長

村上 哲



(別表)

年度	実施項目
2018年度	<ul style="list-style-type: none">・ 任務要求の明確化・ 任務要求に基づく技術仕様の検討
2019年度	<ul style="list-style-type: none">・ 任務要求の明確化・ 任務要求に基づく技術仕様の策定と検証
2020年度	<ul style="list-style-type: none">・ 技術仕様に基づく要素技術の開発および評価・ 安全性要求に関する検討
2021年度	<ul style="list-style-type: none">・ 技術仕様に基づく要素技術の開発および評価・ 安全性要求に関する検討
2022年度	<ul style="list-style-type: none">・ システムの総合的な評価・ 安全性要求の妥当性に関する検証
2023年度	<ul style="list-style-type: none">・ 安全性要求の妥当性に関する検証

